

高岡法科大学における研究教育活動及び業務上の不正行為の防止に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、研究教育活動上の不正行為の防止及び研究費の取扱い並びに法令及び本学の諸規程等に違反する不正行為の防止を図り、もって社会的信頼の維持及び業務の公正を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 「通報者」とは、本学の職員及び契約に基づき本学の業務に従事する者(以下「職員等」という。)であって公益通報をした者をいう。

2 「公益通報」とは、本学の業務に関して個人的若しくは組織的な不正行為が発生又は発生するおそれのある旨を本規程に定める本学の通報窓口に通報することをいう。

3 「研究者等」とは、高岡法科大学(以下「本学」という。)の教育職員、事務職員及び学生その他本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

4 「研究費」とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から、本学においてその公的資金の管理を要請されている研究費(以下「公的研究費」という。)並びに本学が交付する個人研究費のことをいう。

5 「不正行為」とは、研究者等が本学在籍中に行った次の各号に掲げるものをいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

(2) 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(3) 盗用 他者のアイデア、研究手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該他者の了解又は適切な表示なく流用すること

(4) 不正使用 実態とは異なる謝金、物品購入に関する架空請求又は不当な旅費の請求など、関係法令、競争的資金の使用に関する定め及び本学の諸規程等に違反して研究費を使用すること

(5) 教育研究活動に係る虚偽の申告又は届出等をおこなうこと

(6) その他 業務に関する各種法令及び本学の諸規程等に反する行為及び前号までに規定する行為に準ずる行為

(7) 前号までに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第3条 本学に、全体を統括し、不正行為の防止について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為の防止及び研究費の不正使用防止計画(以下「不正防止計画」という。)の策定及び周知をするとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が研究費の適切な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、不正防止計画に基づき、本学全体の具体的な対策を策定及び実施し、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学に、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責

任者を置き、学部長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 不正行為防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に、統括管理責任者に実施状況を報告する。
 - (2) 不正使用の防止を図るため、職員等に対してコンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 職員等が適切に研究費の管理、執行等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は前項に規定する業務を行う権限を持ち、職員等は、コンプライアンス推進責任者の指示・指導等に従わなければならない。

第3章 管理環境の整備

(相談窓口)

第6条 本学における研究費に係る使用ルール及び事務手続について学内外からの相談を受ける窓口を管理課に置き、その担当者を学内外に公表する。

- 2 相談窓口は、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(経理事務)

第7条 研究費に係る契約、旅費及び謝金支給等の経理に関する取扱いとは別に定めがある場合を除き、本学の規程によるものとする。

(内部監査)

第8条 管理課及び学校法人事務局会計課は、研究費の運営及び管理について、統括管理責任者の指導のもとに内部監査を行う。

第4章 研究者等の意識向上

(行動規範と研究者等の責務)

第9条 最高管理責任者は、研究者等の不正行為防止のため、行動規範を策定し、研修会を開催するなどの方策を講じて研究者等の意識向上を図るものとする。

- 2 研究者等は、研究ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む。）および保管等、研究活動に関して守るべき作法を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等（以下「研究データ」という。）を適切に保管し、事後の検証が行えるよう十分な期間保存しなければならない。
- 4 研究者等は、本規程にいう調査において研究データの開示を求められた場合は、誠実に協力をしなければならない。

(誓約書)

第10条 研究者等は、各種法令及び本学の諸規程を遵守すること、不正行為を行わないこと及び不正行為を行った場合の責任負担等を明記した誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。

- 2 前項の誓約書が提出されない場合は、研究費の使用ができないものとする。

第5章 通報窓口

(通報窓口)

第11条 本学における公益通報及び不正行為に関する通報（以下「通報」という。）の受付窓口は、管理課とし、通報窓口に関する事項を学内外に公表する。

- 2 管理課が通報を受けたときは、速やかにコンプライアンス推進責任者に通知しなければならない。ただし、前項の通報がハラスメントに関するものであった場合は、高岡法科大学ハラスメント防止規程に基づき対処するものとする。

(通報の方法)

第 12 条 通報の方法は、書面、面談、電話、電子メール又はファクシミリにより行うものとする。

- 2 通報は、原則として実名で行うものとする。ただし、その後の手続において氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 報道、外部関係者又は学会等により研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、本規程に定める通報があったものとみなす。

第 5 章 予備調査等

(職権による調査)

第 13 条 最高管理責任者は、通報窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始をコンプライアンス推進責任者に命ずることができる。

(予備調査)

第 14 条 コンプライアンス推進責任者は、通報の報告を受理した場合は、その旨を最高管理責任者に報告し、不正行為の認定のために速やかに予備調査の実施を行う。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者 (委員長)
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 最高管理責任者が指名する者 若干名

- 3 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。

- 4 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 5 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不正行為の存在の可能性を判定する。本調査の必要があるとの結論に至った場合は、その結果について理由を付して通報者及び被通報者に通知する。また本調査の必要がないとの結論に至った場合は、その結果について理由を付して通報者及び被通報者 (事情聴取を行った場合に限る。)に通知しなければならない。この場合において、通報者のうち氏名の秘匿を希望した者については、受付窓口を通じて通知するものとする。

- 6 不正行為の認定に基づく本調査の実施の決定は、原則として通報を受け付けた日から 30 日以内に行わなければならない。不正行為が公的研究費に該当する場合は、研究費等の配分機関に対して本調査の実施を通知するものとする。

- 7 最高管理責任者は、通報等の内容の重大性等に鑑み必要があると判断した場合は、予備調査を経ずに第 6 章に定める本調査を行わせることができる。

第 6 章 本調査等

(研究不正調査委員会)

第 15 条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した日から 30 日以内に、研究不正調査委員会 (以下「不正調査委員会」という。)を設置し、調査を開始しなければならない。

- 2 不正調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者 (委員長)
- (2) コンプライアンス推進責任者
- (3) 最高管理責任者が指名する者 若干名

- 3 調査委員会の委員のうち、過半数は外部有識者とする。

- 4 調査委員会の委員は、通報者または被通報者と直接の利害関係を有しないと最高管理責任者が判断する者でなければならない。
- 5 最高管理責任者は、通報者および被通報者に対し、不正調査委員会の委員の氏名および所属を通知する。
- 6 通報者および被通報者は、前項の通知後 7 日間以内に、委員について異議申し立てを行うことができる。
- 7 前項の異議申し立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合は、委員を変更する。ただし、変更した後の新たな異議申し立ては認めない。

(本調査)

第 16 条 不正調査委員会は、次の各号に定める事項について調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 関与した者および関与の程度
 - (4) 当該論文等および当該研究活動における関与した者の役割
 - (5) その他必要と認めた事項
- 2 不正調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。
- (1) 当該研究活動および関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査
 - (2) 関係者のヒアリング
 - (3) その他必要と認めた方法
- 3 不正調査委員会は、他の研究機関、学協会等に調査への協力を依頼することができる。
- (不正行為の疑惑への説明責任)

第 17 条 被通報者は、不正調査委員会の調査において、通報された事案に係る研究活動に関する疑義を晴らそうとする場合は、自己責任において、当該研究の科学的に適正な方法及び手続き並びに論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第 18 条 不正調査委員会は、不正行為の有無を認定するにあたり、客観的事実にもとづき、科学的かつ総合的に判断する。

2 被通報者の不正行為を認定する場合または通報者の悪意にもとづく告発を認定する場合、不正調査委員会は、書面又は口頭による弁明の機会を設けなければならない。

(報告)

第 19 条 不正調査委員会は、調査の開始から 150 日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、やむをえない事情がある場合、中間報告とすることができる。

2 最高管理責任者は、調査結果を了承したときは、当該調査結果をすみやかに通報者および被通報者に通知する。

第 7 章 不服申立て及び再調査

(不服申立て)

第 20 条 通報者又は被通報者は、前条の認定に対して不服があるときは、その認定について通知の日の翌日から起算して 14 日以内に文書により最高管理責任者に不服申立てをすることができる。

(審査)

第 21 条 不服申立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、通報者および被通報者に通知する。再調査を行わない場合はその旨およびその理由を、不服申し立てを行った者に通知する。

3 再調査を行う場合、最高管理責任者は、調査委員会の委員とは別の者を委員とする再調査委員会を事案ご

とに設置し、再調査を命じる。

- 4 再調査は、再調査の開始から 50 日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
- 5 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに通報者および被通報者に通知する。
- 6 再調査結果に対する不服申立ては受け付けない

第 8 章 関係機関への報告義務

(関係機関への報告等)

- 第 22 条** 本調査を行うことを決定した場合であって、当該研究活動が公的研究費により行われている場合、最高管理責任者は、すみやかに当該資金を配分する機関とこれを所管する省庁および文部科学省（以下「配分機関等」という。）に調査を行う旨を報告しなければならない。
- 2 調査期間中に不正行為の事実が一部でも確認された場合または配分機関等から中間報告を求められた場合、最高管理責任者は、配分機関等に中間報告を行う。
 - 3 配分機関等の求めがある場合は、資料提出、現地調査に応じなければならない。
 - 4 最高管理責任者は、調査結果の認定、不服申立ておよび再調査結果について、配分機関等に報告する。
 - 5 最高管理責任者は、調査結果の確定にもとづき、次の各号に定める事項を含む最終報告書を作成し、配分機関等に提出する。
 - (1) 不正調査委員会の調査結果
 - (2) 本学が講じた措置の内容
 - (3) 不正行為の発生要因と再発防止策
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
 - 6 配分機関等から当該資金の返還命令またはその他の指導を受けたときは、最高管理責任者は、命令または指導にもとづき、必要な措置を講じなければならない。
 - 7 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は、必要に応じて関連する論文掲載機関等に通知し、対応を協議することができる。最高管理責任者は、本調査の実施を決定した段階で、調査に至った経緯及び予備調査の結果等について、また、本調査が終了した段階で、不正行為の調査結果及び講じた措置等について文部科学省及び配分機関に報告しなければならない。

第 9 章 調査結果の公表等

(調査結果の公表)

- 第 23 条** 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項を公表する。
- (1) 不正行為に関与した者の氏名および所属
 - (2) 不正行為の概要
 - (3) 不正行為に対して、本大学が講じた措置の概要
 - (4) 調査委員会委員の氏名および所属および調査方法の概要
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた事項
- 2 前項にかかわらず、個人情報または知的財産の保護等、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。
 - 3 悪意にもとづく告発の調査結果が確定した場合は、本条を準用する。

(懲戒)

- 第 24 条** 不正行為または悪意にもとづく告発の調査結果が確定した者について、本学の就業規則及び職員懲戒規程にもとづき、懲戒を行う場合の手続きに付すものとする。
- 2 不正行為または悪意にもとづく告発の調査結果が確定した者が本学の学生の場合、本学の学生懲戒規程に

もつづき、懲戒を行う場合の手続きに付すものとする。

(措置)

第 25 条 最高管理責任者は、本調査の実施決定後、調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し、通報された研究に係る研究費の使用停止を命じることができる。

2 研究費に係る不正行為と認定された場合は、研究費の返還、一定期間の研究費使用停止の措置を講ずることができる。

3 不正行為または悪意にもつづく告発により本学に損害が生じたときは、損害を賠償させるものとする。

4 不正行為または悪意にもつづく告発の調査結果が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 26 条 通報に関する業務に携わる者は、業務で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 調査に協力した職員等は、調査の内容について他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 27 条 通報又は通報に関する相談をしたことを理由として、当該通報者に対し、解雇又は契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(事務)

第 28 条 本規程に関する事務は、関係部局の協力を得て、管理課において処理する。

(雑則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。